



詐害信託の取消における「相対効」原則修正の可能性

八田, 卓也

(Citation)

信託と民事手続法の交錯:1-17

(Issue Date)

2016-09

(Resource Type)

book part

(Version)

Version of Record

(Rights)

©トラス未来フォーラム 初出: 信託と民事手続法の交錯/新信託法研究会 [編] (トラス未来フォーラム研究叢書;78) p.[1]-17, 2016.9

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90004074>



詐害信託の取消における「相対効」
原則修正の可能性

八 田 卓 也

目次

- 1 はじめに
- 2 詐害信託取消に関する規律の概観
 - (1) 設例
 - (2) 信託財産についての権利の帰属関係
 - (3) 詐害信託取消のあらまし
 - (4) 詐害信託取消の対象・信託の消長
- 3 考察
 - (1) 相対効の原則の修正の必要性
 - (2) 当初信託財産について貸借権、地上権、抵当権等の権利を取得した者（設例Ⅰ）の取扱い
 - (3) 信託法 11 条 1 項の詐害信託訴訟の構造
 - (4) 信託受益者による詐害信託取消訴訟に対する参加
- 4 まとめ

1 はじめに

民法 424 条の詐害行為取消権の効果についての判例理論の立場は「相対的取消」であるとされ、取消の効果は取消債権者と相手方（受益者又は転得者）の間でのみ生じる、と解されている¹。そして民法 424 条の詐害行為取消権に関する規律は一般法として原則として信託にも及ぶとされている（信託法における詐害信託取消に関する規律は、このことを前提とした上で、必要な特則を設けたものだと説明されている）²。であるとすれば、判例理論の相対的取消構成も、詐害信託取消の局面にも原則として及ぶことになろう。

しかし、信託が詐害信託として取り消される場合、取消を受ける側の利害関係人は受託者と受益者の複数となる。これを前提とすると、判例理論の相対的取消の原則はそのまま維持できるのか、それとも修正の必要があるのか、あるとしてそれはどの限度で修正すべきか、そしてそれはどのように正当化されるか、が問題となる。

本稿はこの点についての一定の見解を得ることを目的とする³。記述の順序として、まず詐害信託取消に関する規律を概観した上で〔2〕、この点について考察を試みることにする〔3〕。

2 詐害信託取消に関する規律の概観

(1) 設例

以後における考察のため、本稿では、以下の設例を用いる。

【設例】 Aが甲・乙不動産を所有し、登記も経由している。XはAの債権者である。Aが委託者となり、B1～B5を受益者とし、Yを受託者、甲・乙を当初信託財産とする信託が設定され、甲・乙不動産に登記された（以下、この信託を「本件信託」という。その内容は、甲・乙を第三者に賃貸して、賃料収入で購入した図書カードを毎月2万円相当分各受益者に交付する、というものである）。Yは乙不動産をIに賃貸した。しかし、甲不動産については借り手が見つからず管理費用がかさむこと、B1～B5への給付をまかなうには乙不動産の賃貸で十分に足りると判断したことから、Yは、甲不動産をCに譲渡し、登記

を移転した。Yはまた、乙不動産をIに賃貸するにあたり同不動産をリフォームし、そのリフォーム代をまかなうため、Dから借金をした。他方受益者のうちB1は受益権自体をEに譲渡し、B2は受領した2012年7月分の図書券をFに譲渡した。B3は、履行期の到来した2012年8月分の受益債権をGに譲渡した（YからGへの給付は未履行である）。B4は履行期の到来した2012年8月分の受益債権をHに譲渡し、HはYから図書券を受領した。

以上の元でXが、本件信託はAが無資力状態でなされた詐害信託であると主張し、甲・乙両不動産の取戻しを企図した。

(2) 信託財産についての権利の帰属関係

詐害信託取消の規律を概観する前提として、信託財産についての権利の帰属関係を確認すると、以下の通りの指摘が為されている。

まず、受託者（設例のY）には、信託財産についての所有権から受益権を引いたもの〔所有権——受益権〕が帰属し、信託受益者（設例のB1～B5）に〔受益権〕が帰属する。即ち、委託者は〔所有権——受益権〕を受託者に、〔受益権〕を信託受益者に移転する。そして、当初信託財産を受託者から第三者が譲り受けた場合には、当初信託財産譲受人は、受託者から〔所有権——受益権〕を、受益者から〔受益権〕を譲受け、完全な〔所有権〕を取得する。即ち、当初信託財産の実質的な譲渡人は、〔受託者+信託受益者〕である⁴。

以上の内、①民法424条1項の「受益者」に相当し得る、詐害信託における実質的利益帰属主体は信託受益者である⁵。そして、②民法424条1項の「転得者」その他の又は利害関係人として想定し得る者として、[ア]受益権の譲受人（設例のE）、[イ]信託受益者が受けた給付の譲受人（設例のF）、[ウ]受益債権の譲受人（G、H）、[エ]当初信託財産の譲受人（設例のC）、[オ]信託財産責任負担債務の債権者（設例のD）、[カ]当初信託財産について賃借権、地上権、抵当権等の権利を取得した者（設例のI）、が存在する。

(3) 詐害信託取消のあらまし

以上を前提に、詐害信託取消のあらましを整理すると以下の通りとなる。

①まず、対「受益者」取消として、以下がある。

[ア] 第一に、信託受益者全員（B1～B5）が悪意であれば⁶、信託（における財産移転行為⁷）自体が取り消される（委託者債権者からの詐害信託取消訴訟において被告となるのは受託者である。以上につき、信託法 11 条 1 項⁸）。

[イ] 以上に代え、もしくは加えて⁹、悪意の信託受益者については、以下を求めることが出来る（委託者債権者からの詐害信託取消訴訟において被告となるのは当該信託受益者である）：当該信託受益者に対してなされた既給付の取消し（同 4 項。イ -1）¹⁰、及び当該①信託受益者の受益権の委託者への移転（同 5 項。イ -2）¹¹。

②次に、対「転得者」取消として、以下がある。

[ア] 受益権の譲受人（E）は、〔①ア〕の取消及び、〔①イ -1〕の取消との関係では、詐害行為取消権における「転得者」には該当せず、「受益者」に該当する¹²。しかし、〔①イ -2〕の取消との関係では、転得者に相当する¹³（当該譲受信託受益者 E が善意であっても、譲渡した信託受益者 B1 が悪意であればこれに対する価格賠償請求が可能である¹⁴）。

[イ] 受益権に基づく給付の譲受人（F）は、〔①イ -1〕の取消との関係で「転得者」となり、民法 424 条の一般原則に従い、取消権行使の対象になる¹⁵。F が善意であっても、譲渡した信託受益者 B2 が悪意であればこれに対する価格賠償請求が可能である。

[ウ] 受益者から具体化した受益債権を譲り受けた G・H については、従来あまり議論がないが、このうち、受益債権の満足を受けていない G は、E と同じ扱いを受け、満足を受けた H は、F と同じ扱いを受けると考えられる。

[エ] 当初信託財産の譲受人（C）は、信託法 11 条ではなく民法 424 条の適用対象となり、民法 424 条の「転得者」として取消の対象となる¹⁶。これは、以下の理由に基づく：第 1 に、C が悪意の場合には、信託自体を取り消すことなく、C の受けた給付を委託者に返還させ、C から委託者への不当利得返還請求権を認めればよい（その際、信託自体は取り消されない以上、信託受益者全員が悪意である必要はないはずであるが、信託法 11 条 1 項による取消は信託受益者全員の悪意を要件とする）。第 2 に、信託法 11 条 1 項は受託者を被告としているが、この場合には C を被告とするべきである¹⁷。

[オ] 信託財産責任負担債務の債権者（D。未履行の場合）は、取消の対象となるというよりは、そのままだと信託法 11 条 1 項により信託が取り消されることにより自己の債権の責任財産を失うという不利益を被る為、利害関係人として保護すべき対象となる。この

保護は、具体的には以下のようになされる。即ち、Dが善意の場合には、信託法 11 条 1 項による詐害信託取消の結果、取消により委託者に取戻される財産の額を限度として、委託者の財産がDの債権の責任財産になる（委託者債権者と競合関係に立つ¹⁸⁾）（信託法 11 条 2 項）¹⁹⁾。

[カ] 当初信託財産について賃借権、地上権、抵当権等の権利を取得した者（I）については、[3]にて後述する。

(4) 詐害信託取消の対象・信託の消長

信託法 11 条 1 項〔①(1)〕、信託法 11 条 4 項〔①(2)-1〕の詐害信託取消によって取り消されるものは何か。これについては、信託契約は、「財産権変動」部分と「委任」的部分により構成され、詐害信託取消によって取り消されるのは、このうちの財産権変動部分のみであると理解されている。

従って、信託法 11 条 1 項・4 項により信託が取消されても、信託契約のうち委任部分は残ることとなる。しかし、信託財産全部について取消がなされたら、信託は、信託目的が達成できなくなることにより、終了する（信託法 163 条 1 号）²⁰⁾。他方、一部取消の場合で、信託目的が達成可能な場合には、信託は継続する。その場合で、受託者が自己の固有財産から想定外の支出をしなければならないような事態が生じたとき（信託行為の定め次第ではあり得るという）には、信託の変更（信託法 150 条）を求めることで対処すべきだと説かれている²¹⁾。

3 考察

以上の理解を前提に、以下では、上記〔①ア〕の詐害信託取消（信託法 11 条 1 項の詐害信託取消）に焦点を当て、ここにおける「相対的取消」構成の修正の必要性と、それに対応する訴訟構造について、考察する。

(1) 相対効の原則の修正の必要性

信託法 11 条 1 項の詐害信託取消の効果は、信託受益者には及ぶと解すべきである²²。

まず、委託者債権者と信託受益者の間で信託による委託者から受託者への財産移転の効力取消の効果が生じなければならない。これは、さもないと、取消債権者が取り戻された信託財産を対象として強制執行を申立てた場合に信託受益者が異議を主張すること（信託法 23 条 5 項）を封じることができないことによって基礎付けられると思われる。

さらに、信託法 11 条 1 項による詐害信託取消の効果は、受託者・信託受益者間でも生じるとする必要がある。さもないと、上述 [1 (4)] でみた、一部取消しの場合の信託の変更や、全部取消しの場合の信託の終了を説明できないのではないかとと思われるからである。

では、この取消を絶対効（対世効）として構成し、第三者との関係でも効力を生じさせる必要はあるであろうか。この点、信託財産責任負担債務にかかる債権者（D）の保護規定（信託法 11 条 2 項）が、取戻し財産の額を限度として委託者の財産が委託者債権者と競合する信託財産責任負担債務の責任財産になると規定しているのは、同条文が、信託財産責任負担債務にかかる債権者との関係でも、信託法 11 条 1 項による詐害信託取消の効果及び取り戻された信託財産が信託財産ではなくなることを前提にした規定だと読むことができなくてもなく、そのように理解すると、信託法は信託取消の絶対効を前提としていると考えるべきことになる可能性がある。

しかし、そのように理解することは、恐らく妥当ではない。何故なら、信託法 11 条 1 項の詐害信託取消に絶対効を認めると、その効果は当初信託財産転得者（設例にいう C）にも及ぶはずであり、従って、委託者債権者（X）は、受託者相手に信託法 11 条 1 項の詐害信託取消をすれば、C からも目的財産を取り戻すことができることになり、その際転得者保護規定を欠く以上、C が善意の場合でも返還義務を負うことになってしまうと考えられるからである。上述 [1 (3)] のとおり、一般に、C は民法 424 条の「転得者」取消の詐害行為取消権の対象になると理解されているが、これは、信託法 11 条 1 項の詐害信託取消が C には及ばないという理解をその当然の前提としていっていると考えられる。

従って、詐害信託取消の相手方（詐害信託取消訴訟の被告）は受託者であり、受託者相手の詐害信託取消の効果は、信託受益者にも効力を及ぼすと考えられるが、詐害信託取消の第三者効はその限度で生じるに止まり、信託受益者以外の第三者には及ばないと考える

べきである。

上述した信託財産責任負担債務にかかる債権者（D）の保護規定については、Dとの関係でも詐害信託取消による実体的な権利変動が生じるわけではなく、信託が取り消されてもDとの関係では甲不動産は依然としてDの債権の、Xの債権に対する責任からは隔離された責任財産ではあるが、甲不動産の登記がY名義でなくなることにより、事実上Dによる強制執行が不可能になってしまうため、この不利益からDを保護するための規定だと解釈することができる。又、XとDが甲不動産を責任財産とする債権者として競合する、ということは、Dから見れば、Xから隔離された責任財産であったはずのものが競合するという意味で、一般ルールからの保護の後退という側面もある（受託者を債務者とする債権者代位権の行使により、登記を信託名義に戻して強制執行をするということが信託法11条2項により封じられるからである）。

なお、通常の民法424条による詐害行為取消においても、Dに相当するような存在は登場する。 α が β の債権者であり、 β が自己の所有不動産Pを γ に贈与し、 γ に対する債権者として δ がいる、という状況における δ がそれである（なお、 α が取消債権者であり、 γ が受益者である）。この点、 δ については、信託法11条2項に対応する規定を欠くが、これは一方では δ はP不動産の登記名義が β 名義に戻されてしまった場合にはP不動産に対して強制執行をすることができないことを意味するが、他方では、 δ との関係では β から γ への贈与は依然有効であり、 γ は β に対して移転登記請求権を有している以上、 δ が γ を債務者とする債権者代位訴訟により登記を γ 名義に再度戻して α と競合しない強制執行をすることができることも、意味すると思われる²³。

(2) 当初信託財産について賃借権、地上権、抵当権等の権利を取得した者（設例のI）の取扱い

〔2(3)〕で留保した〔カ〕当初信託財産について賃借権、地上権、抵当権等の権利を取得した者（設例のI）の取扱いについて、ここで考察したい。

上記の通り詐害信託取消も信託受益者以外の者との関係では相対効しか有さないとすれば、Iは賃借権を主張できるとするべきである。しかし、このとき、IはYを貸貸人とする賃借人となるのか、Aを貸貸人とする賃借人となるのか、が問題となる。これは、Xの

側からすれば本件信託を信託法 11 条 1 項により取消し、登記を A 名義に戻した上で甲不動産を対象として強制執行を申し立てた場合に、競売による買受人が I の賃借権の負担を引き継ぐのか、という形で問題となる。

これについては、I は民法 424 条 1 項の「転得者」にし得る立場にいる、とした上で考察していくのが望ましいと考える。

従って、まず、信託法 11 条 1 項の要件も満たし、かつ I が詐害信託について悪意である場合には、X は、信託自体を詐害信託として取り消した上、I との関係で民法 424 条 1 項の「転得者」取消による詐害行為取消権を行使して、I の賃借権の負担のない甲不動産を取り戻すことができる。

問題が生じるのは、信託受益者全員が悪意ではないため信託法 11 条 1 項の取消はできないが I は悪意であり I との関係で「転得者」取消が可能な場合である。X は何を I から取り戻したらよいかがこの問題である。1 つの考え方は、信託法 11 条 5 項の類推適用により、I から A への賃借権の移転を請求できるとするものである（X はこの賃借権を差し押えて換価して弁済原資を取得することになる）²⁴。この考え方に従えば、信託受益者善意の場合には I を相手には民法 424 条 1 項の取消はできず、信託法 11 条 5 項の取消のみが可能だと解することになる²⁵。

次に、I が善意の場合には、「転得者」取消はできない。従って、信託法 11 条 1 項の取消が可能であっても、I の賃借権は残ると考えるべきである。しかし、このとき取消の相対効を貫いて I との関係では依然賃貸人は Y だ、とすることは、I の保護として不十分であるように思われる。I の賃貸人は A になり、X 申立による競売が行われた場合には、買受人に引き継がれると解するべきである。この限りで、信託法 11 条 1 項の取消は I との関係でも生じ、相対効の原則の例外を構成することになると思われる。

なお、以上の考慮は、通常の民法 424 条の詐害行為取消権においても必要となる。a が b の債権者であり、b が自己の所有不動産 P を γ に贈与し、P を δ が γ から賃借した、という場合の δ との関係である。しかし、民法 424 条の詐害行為取消権には、信託法 11 条 5 項のような権利移転を内容とする取消が用意されておらず、 γ 善意、 δ 悪意の場合の詐害行為取消の効果をどうするかという問題が生じる²⁶。

(3) 信託法 11 条 1 項の詐害信託取消訴訟の構造

(1) で見たとおり、取消の効果は信託受益者に及ぶが、信託法 11 条 1 項の詐害信託取消訴訟の被告適格を有するのは、受託者のみである²⁷。

従って、受託者を被告とする訴訟の判決の効力をどのような理論構成で信託受益者に及ぼすか、ということが問題となる。

1つの説明は、受託者は信託受益者を被担当者とする訴訟担当者となる、という説明である。即ち、委託者債権者は、(受託者及び²⁸)受益者を相手方とする詐害行為取消権を有する。その詐害行為取消権(のうち受益者を相手方とするもの)につき、受託者が訴訟担当者として被告側で訴訟追行する、という説明である。

しかし、この見解は、(1) で検討したとおり、取消の効果は受託者・信託受益者間でも取消の効果が生じるとする必要があるが、受託者を信託受益者の担当者とするだけでは、委託者債権者・受託者間の間に生じる判決効を委託者債権者・信託受益者間に及ぼすことは説明できても、同じ効力が受託者・信託受益者間に生じることは説明できない、という点で難点を持つ。

もう一つの説明は、詐害行為取消権の帰属・内容自体が特殊なものである、という説明である。即ち、委託者債権者は、実体法上、受託者を相手方とする詐害行為取消権を有する。受託者は、訴訟物たる権利関係の消極的主体として、被告となる。この委託者債権者から受託者に対する信託法 11 条 1 項による詐害行為取消権の行使の効果としての詐害信託取消が、委託者債権者・受託者・受益者間の範囲で塗りつぶし的に生じる、と説明するのである。

もし、後者のような説明が可能であるとすれば、受託者相手の訴訟で信託受益者にも取消の効果が生じることは一応説明ができるが、そのためには、その旨を規定する立法的手当が必要だったのではないか、という疑問が生じる²⁹。

(4) 信託受益者による詐害信託取消訴訟に対する参加

(3) で見たとおり、信託法 11 条 1 項の詐害信託取消訴訟の被告となるのは受託者のみであり、信託受益者は被告適格を有しない。しかし、信託受益者は信託法 11 条 1 項の詐害信

託取消訴訟に対し、受託者を被参加人とする補助参加ができるというのが一般的理解である³⁰。

ここで、この補助参加が共同訴訟的補助参加か、ということが問題となる。(3) でみた受託者の被告適格の説明のうち、受託者を信託受益者を被担当者とする訴訟担当者だと構成する立場によれば、判決効の波及がある以上、共同訴訟的補助参加だとするのが原則ということになりそうである³¹。受託者を信託受益者の被担当者と構成しない説明によった場合には、信託受益者に対する効果は実体法上の効果だということになるが、この説明によっても、信託法 11 条 1 項の要件が備わっていたとの詐害信託取消訴訟における裁判所の判断に委託者債権者・信託受益者・受託者間での塗りつぶしの通用力を認める必要があり（さもないと、信託受益者が、委託者債権者・受託者に対して信託法 11 条 1 項の要件の欠缺を理由に信託取消の効果が生じていないと主張することができることになってしまうと思われる³²）、その意味で判決効（既判力ということになる）の拡張を肯定せざるを得ず³³、共同訴訟的補助参加を認める基礎が存在すると思われる。

しかし、信託受益者の参加の機会の保障は、受託者による訴訟告知（民訴法 53）を想定した上で、訴訟告知不実施・敗訴の場合の受託者による善管注意義務違反に基づく損害賠償により担保するとされていること、及び、受託者が信託受益者の利益を代表する存在として詐害信託取消訴訟の被告となるとされていること³⁴から、受託者と信託受益者との関係は、破産管財人と破産債権者との関係とパラレルに考えることが可能であるように思われる（破産債権者の破産管財人に対する依存関係は、破産手続が存続する限りのものであり、破産手続が終了すれば破産債権者は自己の利益を自分で代表する権限を回復するが、信託受益者は信託が存続する限りでのみ信託受益者としての地位を有し、その利益が受託者に代表されているという意味で完全に受託者に依存する関係に立つという意味では、破産債権者の破産管財人に対する関係よりもより強い依存関係が信託受益者——受託者間には生じていると思われる）。そして、破産管財人の追行する訴訟に対しては、破産債権者は補助参加はできるがその補助参加は通常の補助参加であり共同訴訟的補助参加ではないと解されている、ことに、破産管財人の受けた判決の既判力が破産債権者に（破産管財人が敗訴した後破産手続が終了した場合には破産債権者が民法 424 条の詐害行為取消訴訟を提起しても破産管財人の敗訴判決により封じられる〔破産法 45 条 5 項参照〕という意味で）拡張する否認訴訟においてもそうである³⁵ ことに鑑みると、信託受益者の参加も通常の補

助参加でよいという割り切りも可能なように思われる。

もっとも、法が信託受益者を被告適格者から排除している趣旨は、原告たる委託者債権者の提訴負担の軽減化にあり、信託受益者が自己の利益を受託者による代表を通じずに自ら主張することを積極的に排除することまでは立法が意図するものではないと考えることもできる。最後の考えが通常の訴訟法学者の手続保障感覚かもしれず、本稿ではさしあたりこの考え方に従い、信託受益者の受託者の訴訟に対してする補助参加は共同訴訟的補助参加であると考えられる。

4 まとめ

以上の考察によれば、信託受益者との関係、当初信託財産について賃借権、地上権、抵当権等の権利を取得した者との関係等、一定の限度で相対的取消の原則を修正する必要があるであろう。また、この修正を訴訟構造で説明することは困難であり、一定の立法的手当が必要であったように思われる。

しかし、通常の民法 424 条の詐害行為取消権との関係でも、財産について賃借権、地上権、抵当権等の権利を取得する者は現れるし、受益者が複数であれば、受益者相互の関係に取消の効果を及ぼす必要も生じそうである。また、信託法 11 条 2 項のような規定を欠く通常の民法 424 条の詐害行為取消権では、受益者の債権者からの債権者代位訴訟による登記の取戻しを封じるためにも、取消の効果を受益者債権者に及ぼす必要がある可能性がある。

結局、詐害信託取消との関係で認められた相対効原則修正の必要性は、詐害信託固有の問題ではなく、通常の民法 424 条の詐害行為取消権でも（あるいは、でより）必要な、普遍的な問題だということができそうである³⁶。

以上の他、信託受益者の受託者を被参加人としてする参加は共同訴訟的補助参加だと考えられる。上記の相対効原則の修正が第三者に不利に及ぶ限りで、当該第三者についても共同訴訟的補助参加を認めるべきか、検討の余地があろう³⁷。ことを通常の民法 424 条の詐害行為取消権に引き直した場合には³⁸、より問題が複雑化するかも知れない。

(あとかき)

本稿は今般の債権法改正前の民法を前提として考察したものである。本来であれば改正をふまえて再検討するべきであるが、諸般の事情により、かかる検討ができない。ご海容を請う次第である。

[注]

- 1 中田裕康・債権総論〔新版〕〔2011〕251頁。
- 2 村松秀樹＝富澤賢一郎＝鈴木秀昭＝三木原聡・概説新信託法〔2008〕25頁、松尾弘「信託法理における債権者取消制度の展開」米倉明編・信託法の新展開〔2008〕98頁、小野傑＝深山雅也・新しい信託法解説〔2007〕22頁〔小野〕154頁、林邦彦「信託法改正における詐害信託の問題点」阪大法学55巻3・4号1085頁以下、特に1091頁は、信託の性質に反しない限り、民法424条の詐害行為取消権の原則が妥当するという。
- 3 本稿の問題関心が以上の点にあることから、以下では、民法424条の詐害行為取消権の性質については、判例理論の立場を前提として考察する。また、旧信託法からの改正点は、原則として本報告の関心の対象外である。
また、以下では、信託法上の受益者を「信託受益者」、詐害行為取消権における受益者を「受益者」と呼ぶ。
- 4 以上につき、道垣内弘人「さみしがりの信託法(7)」法学教室337号110頁以下、特に114頁以下〔2008〕、小野＝深山・前掲注(2)22頁〔小野〕。但し、この説明は、受益権が単なる債権ではなく物権的な保護を受ける権利であるという前提にたつてなされている。道垣内・前掲115頁。これに対し、新信託法は基本的に受益権を債権的に構成する立場に立っているのではないか、という指摘を、本研究会で受けた。
- 5 寺本昌広・新しい信託法〔補訂版〕〔2008〕58頁、村松ほか・前掲注(2)26頁。当初信託財産についての民法424条にいう受益者は〔信託受益者＋受託者〕であるが(道垣内・前掲注(4)法教337号115頁、小野＝深山前掲注(2)22頁〔小野〕)受託者が固有の利益を持たないとされるため(寺本・前掲注(5)58頁)、実質的利益帰属主体は信託受益者となる。このことは、信託法11条1項による詐害信託取消の要件として受託者の悪意が要求されないことと対応する。後掲注(6)参照。
- 6 詐害信託における「受益者」が信託受益者と受託者の双方を含むとすれば、信託受益者と受託者の双方の悪意を要求するべきことにならないかという疑問が生じるが、受託者が固有の利益を持たないために、信託受益者のみの悪意が要求されている。寺本・前掲注(5)58頁。
- 7 この点については後述(4)を参照。
- 8 〔①ア〕の取消は、信託財産がまだ受託者の元にある場合にこれを取り戻すものであり、民法424条の「受益者取消」の詐害行為取消権の一種であり、民法424条の規律を信託に適合的な形で、修正したものである(修正の内容は、受託者の悪意は問題とならず信託受益者は全員の悪意が必要であること、及び、取消訴訟の被告適格を有するのは受託者のみであること、である)。寺本・前掲注(5)58頁参照。
- 9 〔①イ〕が〔①ア〕に対する予備的關係には立たないことにつき、寺本・前掲注(5)63頁注11、小野＝深山・前掲注(2)24頁注6〔小野〕。
- 10 〔①イ-1〕の取消は、信託受益者の元に移転した信託財産を取り戻すものである。信託受益者は「受益者」であるため、この取消は、民法424条の「受益者取消」の詐害行為取消権の一種である。民法424条の一般原則によれば、信託受益者が給付を受けた時点の善意・悪意を問題にすることにな

るところを、基準時を受益権取得時に変更する形で、修正したものと説明されている。村松ほか・前掲注(2) 28頁、寺本・前掲注(5) 60頁。村松ほか・前掲注(2) 28頁は、要件を信託受益者により厳しくしたものと説明するが、寧ろ、信託受益者をより保護するものではなからうか。

11 〔①イ-2〕は、民法424条にはない、信託法独自の詐害行為取消権であるとされる。村松ほか・前掲注(2) 29頁、松尾・前掲注(2) 77頁以下、特に91頁、98頁。但し、委託者から信託受益者に対する受益権の処分についての取消しという意味で、民424の詐害行為取消権の延長線上にある。道垣内・前掲注(4) 法学教室337号115頁、村松ほか・前掲注(2) 29頁。

12 道垣内・前掲注(4) 法学教室337号114頁。

13 民424の詐害行為取消権について、受益者善意、転得者悪意の場合の取消肯定説を前提とする。中田・前掲注(1) 249頁。

なお、条文の作りからすれば、Eは信託法11条5項に基づく詐害信託取消との関係でも、受益者に相当すると読むのが素直のように思えるが、そのように解してしまうと、B1が悪意でEが善意という場合のB1に対する詐害信託取消ができなくなる、という問題が生じる。この場合、B1が対価を取得している限りで民法424条に基づく価額賠償による詐害信託取消が可能になるという理解ができればそのような問題は生じないが、おそらくそれには、その前提としてB1がEに受益権を譲渡していない場合に、民法424条に基づく詐害信託取消としてB1からAへの受益権の移転という形での取戻しができることが必要になると考えられるが、それができないというのが信託法11条5項の前提であると思われる。以上につき、本研究会で指摘を受けた。

14 寺本・前掲注(5) 63頁注9、村松ほか・前掲注(2) 27頁注5、小野=深山・前掲注(2) 24頁注4〔小野〕。

15 寺本・前掲注(5) 62頁注8、小野=深山・前掲注(2) 23頁〔小野〕、松尾・前掲注(11) 96頁。

16 道垣内・前掲注(4)・法学教室337号112頁、小野=深山・前掲注(2) 22頁参照。

17 以上につき、道垣内・前掲注(4)・法学教室337号112頁。

18 寺本・前掲注(5) 62頁注6、松尾・前掲注(11) 99頁。

19 立法で念頭に置いていたのは、ABLSスキームにおける信託財産を責任財産とする責任財産限定特約付ローン(ノンリコースローン)の債権者たる投資家だとされている。寺本・前掲注(5) 59頁、小野=深山・前掲注(2) 23頁、松尾・前掲注(11) 100頁注55。

20 道垣内・前掲注(4) 法学教室337号113頁、小野=深山・前掲注(2) 24頁注2。これに対し、本研究会にて、以下のように考察する可能性の指摘を受けた：B1~B5には、自己の財産の犠牲の元にAがXに負う債務を免れたということに基づくAに対する不当利得返還請求権が帰属する。この不当利得返還請求権は、形式的には受託者に、信託財産として帰属すると見るべきである。即ち、当初信託財産が、詐害信託取消により、信託取消に基づく委託者への不当利得返還請求権に転化し、委託者に資力がある限りで(但し、それが無いというのが詐害信託取消の前提ではある)、この不当利得返還請求権を信託財産として信託は存続する、というものである。

21 道垣内・前掲注(4) 法学教室337号113頁以下。

22 松尾・前掲注(11) 96頁、林・前掲注(2) 1097頁以下。

なお、旧信託法 12 条による詐害信託取消権につき、通説は、取消対象は信託そのもののみとしつつ（その取消訴訟の被告適格を有するのが誰かは曖昧である。松尾・前掲注（11）87 頁）、しかし、信託の取消の効果は原則として信託受益者に及ぶと考えていたようである。四宮和夫・信託法〔新版〕〔1999〕149 頁、松尾・前掲注（11）85 頁、角紀代恵「詐害信託に関する一考察」米倉明編・実定信託法研究ノート〔1996〕43 頁以下（但し、詐害信託取消訴訟の被告適格を有するのは、受託者のみであると明言する）。

- 23 この点、本研究会における指摘に負う。これを回避するためには詐害行為取消に δ に対する何らかの効力を認めざるを得ず、それは判例理論における相対的取消構成の限界を意味し、かつ、それが詐害信託取消の場面にも波及するということになるのかもしれない。
- 24 本研究会における指摘に負う。
- 25 賃借権の場合はこれでよいが、I が抵当権の設定を受けた、という場合はどのような形での取戻しを認めたらよいか問題となる。被担保債権と切り離して抵当権だけを A に戻すというわけにはいかないからである。1 つの可能性は、価額賠償である。本研究会における指摘に負う。
- 26 この点も、本研究会における指摘に負う。
- 27 このような規律にした理由は、(1) 信託受益者が多数の場合に実質上取消しが不可能となること、(2) 受託者は信託受益者を守る義務があること、から受託者をして信託受益者を代表させることが妥当であること、に求められている。道垣内・前掲注（4）115 頁。
- 28 信託財産についての権利の帰属関係を上記 2 の通りに考えれば、受託者も詐害行為取消権の相手方となると考えるのが妥当であろうか。また、この信託財産についての権利の帰属関係についての理解に従えば、受託者・信託受益者間の関係は、受益者の内部関係ということが出来る。
- 29 (2) で検討したとおり、当初信託財産について賃借権、地上権、抵当権等の権利を取得した者との関係でも、何らかの規定を置くべきであったのではなかろうか。
- 30 村松ほか・前掲注（2）27 頁注 4、松尾・前掲注（11）90 頁、95 頁。
- 31 参加人が被参加訴訟の判決効の波及を受け、被参加訴訟の当事者適格を有しないことが共同訴訟的補助参加の要件であることにつき、新堂幸司・新民事訴訟法〔第 5 版〕817 頁以下〔2011〕。
- 32 民事訴訟法上、一般の形成訴訟についてかかる理解がとられていることにつき、伊藤眞・民事訴訟法〔第 4 版〕552 頁〔2011〕。
- 33 その意味でも、明文の規定が必要であったと思われる。
- 34 前掲注（28）参照。
- 35 破産管財人による否認訴訟に対する破産債権者の通常の補助参加を認めるものとして、大阪高決昭和 58 年 11 月 2 日下民集 33 卷 9～12 号 1605 頁、竹下守夫編集代表・大コンメンタール破産法〔2007〕712 頁〔田頭章一〕（通常の補助参加であるとは明言していないが、文脈からその趣旨と思われる）、伊藤眞＝岡正晶＝田原陸夫＝林道晴＝松下淳一＝森宏司・条解破産法〔2011〕96 頁（通常の補助参加であるとは明言していないが、文脈からその趣旨と思われる。なお、同書 357 頁は、通常の補助参加でさえ、許されるのは破産手続開始決定前に詐害行為取消訴訟を提起していた破産債権者のみであり、その他の破産債権者の補助参加の利益を否定する）。但し、伊藤眞・破産法・民事再

生法〔第2版〕425頁注220〔2009〕は、否認訴訟への破産債権者の補助参加は共同訴訟的補助参加だという。

- 36 取消債権者に財産を取り戻された受益者・転得者が債務者に不当利得返還請求訴訟を提起していくことができるとする理屈も、もしかしたら相対効の原則から一定限度離れないと厳密には説明がつかないのかも知れない。
- 37 例えば、信託財産責任負担債務にかかる債権者（設例のD）は、〔3（1）〕における考察が正しければ、当初信託財産に対する強制執行可能性が確保されるという意味で信託法により保護を受けているが、委託者債権者からの隔離を失うという意味では、信託取消により不利益を被る、即ち信託取消訴訟の効果を不利に受けるということができる。
- 38 例えば、〔3（1）〕における δ 。